

# 北の自然

1977年5月25日発行

## 第四回北海道自然保護シンポジウム

### アピール

豊かな自然を求めたくさんの人々の声はますます強くなっているにもかかわらず、全国のいたるところで自然を切り削むだけの大規模な開発があとをたちません。

北海道をみても、苫小牧東部・石狩湾新港・大規模林業圏・朝里岳スキー場など、ずさんなアセスメントのオペラートでつつんだだけの無謀な開発計画が北海道発展計画の名のもとに進められようとしています。列島改造の悪夢がふたたびよみがえろうとしているのです。

私たちは第四回北海道自然保護シンポジウムを札幌で開催しました。

熱心な討論で深めた学習の成果を連帯の力で豊かな自然を守り育てていくために全力を尽くすことを確認しました。

運動の不十分さを克服し、発展させ、生命の基盤としての自然を私たちの手にとりもどします。

豊かな自然は私たちみんなのものです。

一九七七年三月十三日

とりもどそう 生命をたくす  
豊かな自然!

# シンポジウムを終えて

代表 山本 正一

北海道の長い冬は、あらゆる分野の活動を停滞させる。そして三月、光の春のおとずれとともに、春から夏にかけての活動のための準備が始められる。そして、四月、ツクシが芽を出し、ネコヤナギは絹毛の衣をすて、緑の装いをする。一年の始まりである。

三月十二、十三日の両日、第四回北海道自然保護シンポジウムがいつもの年のように北海道クリスチャンセンタで行なわれた。各地の団体諸兄の元気を顔みするはうれし。

シンポジウムがどうあったら、今年一年の活動に役立つのだろうか。どうやったら、冬の時代を迎えているといわれる自然保護運動にとって光の春となるのだろうか。例年、春のシンポジウムは札幌でやっていたが、どうやら札幌まで来てよかった、札幌でなければ、このような話は聞けないといったシンポジウムにすることができるとはだろうか。

また、春のシンポジウムは連合としての総会も兼ねている。四角ばった形式はともかくとして、連合が、自分たちのものであるという意識を再確認して、より強力なものに育てあげていくにはどうしたらよいか。

また、この原則の内に入ると思われるもう一つのテーマとして、これまで自然保護に携わってこられた先輩、

各兄の話の聞くことはどうであろうか。坂本直行さんの「原野の昔ばなし」は札幌を例にとり、昔、自然がどの位あったのか、五十年の年月が、それをどう変えていったのか、巧みな話術で、さまざまな絵画にみせた。

シンポジウムのテーマは以上のような原則で今後もやってゆきたいと思っているが、これは、お断りしたように原則にならない原則なので、今後とも原則をふまえながら臨機応変にやってみてほしい。

総会関係の事項については、正直いって、ほんとうに頭がいいたい。もちろん、企画のよしあしに属する部分の多いことも知っているが、それだけでは、どうにもならない部分のあることも事実である。

総会に前日開かれて開かれる代表者会議は出席率が極めて悪い。各関係者はそれぞれに仕事をもち、ない時間をやりくりしなければ出席できないこと、金のかかることなど充分承知している。しかし、それでも、こんな状態が続くようでは、どういふことになるのだろうかと思う。全国自然保護連合のあり方について、この2、3年、各方面でいろいろの声があがっている。そしてその見直しが進められている。他山の石と思ふ。

自分達の道連合に！  
もちろん、北海道自然保護連合そのものが、その構成団体にとって、魅力のあるものでなければ、どんなに云っても、なんにもならない。連合は道内

団体だけでつくられている。加盟団体も二十一だ。それぞれの団体の個性を知ることが容易だ。自分達の連合と思ふ、自分たちで魅力あるものにしたいたいと思うのに、さまたげになる程、全国連合のように大きくはない。積極的に意見を申し合ひ、積極的に話し合ひが必要がある。互に身内だ。

道のアンケート調査によると道民の大多数が、この豊かな北海道の自然を国民の将来の遺産として、残したいことを願っている。それに答えるためにも、冬の時代といって冬眠などしてられない。

## ユニークな委託研の活動！

富村ダムのアセスメント批判！  
北海道自然保護連合の報告の中で、今回のシンポジウムの報告の中で、北大理学部委託研究を考へる会の活動は、非常にユニークなものであった。北電が十勝川上流に建設予定の富村ダムのアセスメントに対する批判書を、専門の動物学の知識を生かしてまとめられたもので、一般社会人の自然保護団体ではなかなか困難な力作であった。「アルバイトセンス」を見込まれ、大学に求めるアセスメントなどの委託研究の手つだいを何歴かする中で、これは、開発O・Kに手を貸しているのではと考へ始めたという。そしてアセスメントを批判検討し、あるべきアセスメントを追求してゆくと、今後の活動が楽しみである。(S)

# 76年度道連合活動報告

前事務局長 佐藤 佑一

連合は、設立以来およそ二年たち、昨年のシンポジウムでの活動方針を具体化し、発展させるためにつとめて来た。参加団体はこの一年に日高を除く全道に二十一団体となった。昨年は全国自然保護大会が開催されたため、週一回の事務局会議を二回にし、昨年だけで六十二回、発足以来一一三回を数えた。代表者会議は今年度三回、通算九回目になった。

## 一、白滝で全道集会！

特筆すべき事は三つある。一つは大林圏反対活動である。七月十七日、白滝において、北海道林政民主化共闘会議と合同で全道集会、滝上側から現地調査が行なわれた。調査には六十名、集会には八〇〇人近くが参加し、多様できめ細かな開発こそ必要だと感じた。集会後デモが行なわれ、縦貫道以後の一大運動として結実する可能性を感じた。ここで不十分さを十分認識し、活動を発展させていかなければならぬと思われ。

白滝町民会議との共闘は意義深いものであり、地元住民と手を結ぶことにより、すばらしい運動ができるという教訓を残してくれた。札幌では北大自保研が中心となり毎土曜日街頭で署名活動を行ない反響を得た。

## 二、全国自然保護大会を開催！

二つ目は第六回全国自然保護大会を一年以上の準備の後開催したことである。八月六日の前夜祭から始まる三日間の大会を一応成功の形に終えた。初めて取り入れた前夜祭での坂本直行氏、三浦国彦氏の講演等、好評であり、さらに四コースの巡検を行ない参加者に喜ばれた。事務局内でも開催日の決定から非常に苦労があったが、終了後三カ月で報告集を出すことができた。全国組織にかかわる問題、大会自体では参加者数、分科会内容、行政との対応費用等、解決されなければならぬ大きな問題と教訓を残してくれた。

## 三、新計画にとりくむ！

三点目は北海道新発展計画についてである。この計画は現状をもちろした根本的原因には触れず、道民ニードをごまかし、あい変わらず大資本本位に北海道の開発を進めていこうとするものである。大林圏、苦東、石狩新港など大規模開発はそのままでありレジャーランド構想が巾をきかせている。今回のシンポジウムを突破口として批判し、要求をまとめ、私たちの主張をつきつけてゆきたい。

各地でも運動の成果が、一つの北大自保研が支笏湖自然の村の閉

村を求め粘り強く運動をしている。旭川では石狩川水銀汚染、大雪林道の運動、根室では教育と自然保護のかかわり合いを鋭く指摘して活動をしている。連合では手稲山のスキー場問題を手稲山の緑を守る市民会議と協同し成果をあげた。真駒内の桜ヶ丘保安林問題で地元の団体と共同し成果をあげつつある。又、「水俣」「土呂久」の上映会を札幌で開催した。

## 息吹き返す列島改造！

事務局を含み、北海道の自然保護活動にも一定の困難を指摘しなければならぬ。各団体のニュース発行の減少、活発な活動の様子もあまり耳にはいらない。かつての生々とした運動が見られないのが残念である。列島改造論が再び首をもち、新環境庁長官が反動的姿勢をむき出しにしている。苦東、石狩がずさんなアセスメントのもとで進行し、オリンピック再誘致や、それと関連する朝里岳大規模スキー場開発が進められようとしている。

## 学習をつみあげ、広範な運動を！

私たちは継続的科学的かつ広範な運動を進めると必ず成果があることを経験している。相手の攻撃に見合う有効な反撃と学習があれば生々とした運動が盛りあがるはずである。現状のままでは十分でない。今日からはじまったシンポジウムを契機に再び運動と闘いを構築しなほし、広範な住民を結集して大きく運動を進展させようではないか。

## 76年度会計報告

(七六年三月八日～七七年三月三十一日)

|            |         |          |         |
|------------|---------|----------|---------|
| 収入         |         | 支出       |         |
| 前年度残金      | 四、四八七   | 印刷費      | 一七二、〇〇〇 |
| 加盟費(十一団体分) | 三三、〇〇〇  | 通信費      | 四三、四五五  |
| 大林圏カンパ     | 一〇七、一六二 | 事務費      | 二二、五〇二  |
| 絵ハガキ販売金    | 二四七、一四〇 | 会議費      | 五、四〇九   |
| 大林圏報告書     | 九、六〇〇   | 借入金返済    | 七二、六〇〇  |
| 大林圏パンフ     | 一六二、四〇〇 | 第三回シンポ支出 | 九〇、八五八  |
| 全国大会報告集    | 四、五〇〇   | 全国連合加盟費  | 五、〇〇〇   |
| 第三回シンポ収入   | 八八、八九四  | 合計       | 四一〇、八二四 |
| カンパ        | 三、四一〇   | 合計       | 二七二、四〇六 |
| 大会残金       | 二一、六三七  |          |         |
| 合計         | 六八二、二三〇 |          |         |

### 離農あと地を緑の楽園に!

知床は昭和三十五年に国立公園に指定され、御光をあびました。知床の中でも素晴らしい知床五湖周辺は戦後開拓民が入殖しましたが、作物がほとんど出来な

い所なので、山の木を切って生活していましたが、木がなくなると収入源がなくなり、離農せざるをえなくなりました。

四十一年代に入ると、新全総・列島改造論などにより離農跡地の利用価値も上がり、不動産業者が目をつけられ、町外の人や会社に買収された所もあります。こうした動きに対して、町でも土地開発公社を作り買収にかかりました。まだこの地域には離農家の所有の土地が百八十ヘクタールあります。それが第三者に渡って開発され知床の自然が失われることがないようにしたいのです。しかし、私達のように小さな団体だけではどうにも出来ず、四

十一年に環境保全法ができ、国立公園内の土地に手が付けられなくなりました。知床の土地を個人等に売れなくなった対象の十四戸の離農家から町に何とかして欲しいと陳情を受けている斜里町としても、土地を全部買取る訳にはいきません。

現在、このあたりは庭石採掘によって荒れ地化しており、自然を守るために町としてこの離農地対策に、「しれとこの夢を買いませんか」のキャッチフレーズで百平方メートル八千円でみなさんに買っていただく運動を始めています。

これは、土地を個人に売るのはなく(個人に売ると乱開をする恐れがあるので)、百平方メートル当り八千円の寄付をしてもらい、土地は町の名義にして土地開発公社が管理し、管理台帳に寄付していただいた人の名前をのせて証明書を発行し、寄付金を自然保護や土地買収に当ると言ったものです。いわばイギリスの「ナショナルトラスト」の運動のようなものです。

知床の自然を守り育て次の世代に残して行くのは私たちの責任ではないでしょうか。

傷だらけの釧路湿原  
保護地域指定の運動を展開!

日本に残された最後の大湿原の一つ釧路湿原は、現在天然記念物に指定さ

る者に限って訴訟をおこさせる事になっていきます。この場合、訴えて来た者が法律上の利益を持っているかどうか、審査を受ける資格(原告適格)を持つかどうかと言った点で問題になります。アメリカでは近年になって行政庁の決定によって事実上の利益の侵害を受けた者についても訴訟を提起できる事が認められました。

日本の場合、法律上の権利や判例は広がって来ていますが、アメリカのように急速には広がって来ていません。例えば生存権は、憲法で定められています。憲法で定められた権利は、憲法が必要だと主張する権利と、法的な権利とは違っています。このような場合には、ある施設ができることにより地価が下がったなどの法的な権利性を主張して法で定められた権利の侵害を裁判所にもちこむしかなく、私達が希望するような巾の広い原告適格を認めるようにはなっていません。

環境権について  
そこで出てくるのが環境権と言います。なぜ環境権が出てくるかと言うと、裁判所の方で権利性と言う事を言うので、こちらの方

で、環境権に訴える事が出来るようになります。

環境権に訴える事が出来るようになります。

展していません。三月十五日に林野庁・開発庁・環境庁の中央レベルでの最終的な話し合いがあり、十六日から十七日にはっきりとした事が明らかになりました。

これまでの経過を簡単に述べますと、狸台林道というのは大雪ダムの湖岸に作られているダム水没の補償林道です。私達は狸台林道とベンケチャロマップ林道の二本の林道の問題にしています。この地域は大雪山国立公園の中の特別第二種の区域で、水源涵養保安林に指定されており、その後背には大雪原生林があります。ダムの水面は標高八百メートルで、地質的には日高粘板岩で非常に崩壊の著しい地層で、且つ林道が作られる場所が湖岸と言う事もあって四十五度の急傾斜地で、林道造成時の土砂がそのままダムに落ちて行きます。

旭川管林署は当初、名目上は水没補償の林道と言う事でしたが、本当の狙いは大雪ダムの湖岸を森林レクリエーションエリアに指定し、湖岸一周の道路を作ると言う事ではなかったかと思えます。それが林道の無軌道ぶりを各地で批判され、林野庁の方で名目を森林施設に必要な林道と切り換えて来た訳です。この林道施設の名目にしても、クルクルと理由が変り、さらにはこの林道は、今のところ十年以上使用予定が無い事がハッキリしました。又、ベンケチャロマップ林道にしても台風跡地に植えた幼木の哺育にしか用を足さない事もわかって来ました。開発庁では五十年程度から持ち越して五億八千万円の予算を持っていますが、今年使わなければ来年計上出来ないで金銭補償と言う事で話し合が行なわれているようです。

狸台林道その後  
旭川大雪の自然を守る会  
狸台林道は昨年来、あまり事態は進んでいません。そして、国際湿地条約(ラエットランド条約)を日本が批准した。しかし、現在釧路湿原にはいろいろな問題があります。

例えば、ヤチハンノキの異常繁殖があります。現在ヤチハンノキが湿原の中心部にまで入って来ていて、その為にタンチョウの営巣地がなくなったり、湿原の生態を壊し景観を損なうと言った事があります。又、現在、二百三十羽ほどいるタンチョウは冬の間に、一定の給餌場に集まって採餌するので、もし餌に病原菌や毒物が混りたりするとたいへんなことになるります。この他にも河川改修や湿原周辺の草地造成、ゴルフ場建設、放置された宅地造成地からの河川への土砂流出、ゴミの不法投棄などによって湿原は傷だらけの状態です。

このような状況に対して釧路自然保護協会は次のような提案をします。現在天然記念物に指定されている四千ヘクタールの部分を、阿寒国立公園の飛び地に指定するよう働きかけて行きます。もしそれが駄目なら国定公園に指定させたいと思います。その他に湿原を原生環境自然保護地域もしくは自然環境保全地域に指定させ法的な面からも保護するよう考えています。傷が回復可能な今のうちに釧路湿原を私達の手で守って行きましょう。

も権利があるんだと言わなければならぬからです。環境権と言うのは法律の中にはない訳です。だから現在、私達としては憲法十三条とか二十五条の中から引っぱり出して来て、裁判所に認める認めると言っている訳です。日本で環境権を認めさせるには二つの方法があります。一つは立法を通じてその範囲を広げる方法、もう一つは判例の発展と言う方法です。しかし、いずれの場合にも最大の難問があるのです。それは、中味の問題に全く触らずに間口を広げて、原告適格の範囲を広げて事実上の利益侵害があった場合にも広げて行くことです。そうして間口を広げて裁判所に持ち込まれた場合、裁判所にはたして判断する能力があるかどうか。アセスメントなどは行政庁の役割であるのに、無理に裁判所に押しつけて長い時間をかけて結局最後は投げ出されてしまったのでは、かえって不利益をこうむるのではないかと。かえって早く決着をつけて、これに対する問題を進めて行っただ方が実質的な権利保護につながるのではないかと。そう考えればいたずらに間口

をを広げるのはどうかと言う反論があります。この点については私自身もまだ明確な確答を用意するに至っていません。

Q(南北海道自保協) 現行の裁判所で裁判官に能力がない場合、専門家の行なり裁判所があっても良いのではないですか。  
A(熊本) 戦前は行政裁判所が別にあったのですが、今は憲法で特別裁判所は否定されています。日本では行政機関が最終として裁判を行なう事と、特別裁判所を置くことはできません。現在では基盤がない訳です。もし裁判官に能力がない場合は鑑定人と言うエキスパートを呼んで来ます。行政に対する不服については今の制度ではまず行政庁に持ち込むことになっていて、道のアセスメント案にもそれがありません。市民は行政を信頼していません。Q 環境アセスメントは環境権を認めに行く一つの寄り所となると思うのですがどうですか。そう言う法案について注意して置く事は何んですか。  
A(熊本) アセスメントと環境権は無関係なものだと思います。保護のための権利を持ってアセスメントに参加すると言います。一人相換にすぎません。アセスメントをするとうまくいってしまいがちです。又、妥協的な賛成をする事もあるし、時間をかけて良い物を作るべきだと言う事もあります。段階的に保全を主張する者の意見を表現化する事も必要だと思います。

Q(熊本) アセスメントと環境権は無関係なものだと思います。保護のための権利を持ってアセスメントに参加すると言います。一人相換にすぎません。アセスメントをするとうまくいってしまいがちです。又、妥協的な賛成をする事もあるし、時間をかけて良い物を作るべきだと言う事もあります。段階的に保全を主張する者の意見を表現化する事も必要だと思います。

Q(熊本) アセスメントと環境権は無関係なものだと思います。保護のための権利を持ってアセスメントに参加すると言います。一人相換にすぎません。アセスメントをするとうまくいってしまいがちです。又、妥協的な賛成をする事もあるし、時間をかけて良い物を作るべきだと言う事もあります。段階的に保全を主張する者の意見を表現化する事も必要だと思います。

Q(熊本) アセスメントと環境権は無関係なものだと思います。保護のための権利を持ってアセスメントに参加すると言います。一人相換にすぎません。アセスメントをするとうまくいってしまいがちです。又、妥協的な賛成をする事もあるし、時間をかけて良い物を作るべきだと言う事もあります。段階的に保全を主張する者の意見を表現化する事も必要だと思います。

## 講演 『環境保護運動と法律』

北海学園大学教授 熊本 信夫

環境保護運動を社会科学的方法から考えた場合、二つのアプローチがあります。一つは、環境アセスメントに象徴される経済的手法からと、もう一つは、裁判制度による法的救済手段からです。

最近、環境保護運動は以前とくらべてかなり変化して来ています。その原因として、景気の悪化から来る「景気刺激に開発を！」か「環境保護」かの二者一択論による景気回復への世論妥協やアセスメントや説明会の制度化による開発側の上手な対応による私たちのとまどいなどがあります。

環境保護で法的救済を求める場合の状況について考えて見ると、現在、裁判所ではどんな問題でもとりあげてもらえるし、又そうあるべきですが、このようになるまでにはローマ時代から数えて千六百年以上もかかっているのです。民法七〇九条は、権利に対する損害賠償の義務がうたわれていますが、法律の条文では抽象的に表現されています。では、法的な権利とは何を意味するかと言うと、成文化された法律に書かれたものをさして、私達が一般に理解している事とは一致しない場合があり、権利が侵害されても受任限度までは裁判所ですら認めてもらえないので、救済を受ける範囲が非常に狭くなっています。

他方、権利に対して利益ということばがあります。行政処分によつて不利益を生じた場合、行政事件訴訟法九条によりその取り消しを求めることが出来ます。ここでは法律上の利益を有す

# こんな計画があるか？これではわからん！

## 北海道発展計画(案)をめぐって

### 新計画の特徴と問題点

北海道経済研究所 佐々木忠

一、北海道開発の経過  
第二期計画(昭38)は45年、八カ年計画(昭45)は国の新産都市整備計画(道央)と農林漁業の近代化構造改善に対応して展開されてきたと言えらると思ひます。

第三期計画(昭48)は55年、十カ年計画(昭55)は新全総に照合した北海道の計画という形で策定されました。昭45年七月閣議決定され、「生産と生活の調和」を基本的サブタイトルとして進んできたわけですが、これは新全総に基づく苦東、石狩、新酪農村などの大規模プロジェクトを軸として北海道の過疎過密・環境破壊を一段階消化されるという形で動き出したわけです。

それで、全国的な公害運動の影響で、三期計画の評判が悪くなっています。矢不來の埋立は断念され、また大雪縦貫道路はストップする。

46年以降の過程は、大規模開発を中心とする北海道開発が強力に進められたと同時に、それに対する道民の運動や世論が、非常に激発した時期でした。

そして、北海道総合開発委員会(通称「丹羽委員会」)が、49年9月に総点検中間報告を出します。これを受けて、見直し作業を行ない、出来上ったのが、今回の「北海道開発計画(案)」なっています。それに至る過程で、道は、一人一人アンケートや地域道民会議の開催、意見を聞く会など、莫大な意見を聞く作業をへて、今回の(案)が出来てくるわけです。

そして、「丹羽委員会」の意見を取り入れて、三月末に道議会に「北海道開発計画(案)」として提示する。そして7月には決定したいとしているわけだ。

二、新計画の特徴

◎性格「北海道開発法にしばられない道の行政の基本的指針である」ということを非常に強調しています。

◎内容「人作り」「ボランティア活動」など、ソフト面を非常に強調しています。また三期計画にはなかった「地域別構想」を打ち出して、道南・道央・道北・道東と、それぞれの地域が理解しやすい形に一応なっています。

◎策定手法：道民意向の反映という形

や、フィードバック方式を取っている、これは一つの前進した面だと思ひます。しかしそれをどういう形で、総論や地域的、産業的課題との接点をどのように結びつけて提示するか、という所がぬけると、単に意見を聞いたというだけに終わってしまうと思ひます。

◎目標：「道民一人一人が道内どこに住んでも安定した生活のできる豊かな地域社会の創造」と非常にきれいなことを掲げていますが、まさに美辞麗句ならべているといえます。

三、案の問題点

三期計画の場合、「苦東、石狩を中心とする拠点開発方式で、産業構造の高度化をはかり、それを通して福祉社会をめざす」という打ち出し方をして来たわけだ。一方、新計画では「社会福祉の充実」を前面に出して展開されてますが、実は三期計画の場合と同じだということだ。

1、第一次産業、地場産業の展開  
第一次産業の比重自体は、現在約12%と低いですが、関連産業、たとえば製造業を見ると、うち4割が食品加工業です。また木材関連が20%ある。そういう意味で、北海道に於ける第一次産業は、非常に重要な位置を占め、これの今後の展開が、決定的意味をもっていることがおわかりいただけると思ひます。

a 農業についてみると、主要指標(表1)を見るとわかるように、農家個数をはじめ、すべて今後大幅に減少することになっています。

これまで農業基本法に基づいて、特

(表 1)

| 項目    | 49年度   | 62年度   | 62/49   |
|-------|--------|--------|---------|
| 農家個数  | 14万2千戸 | 10万8千戸 | -27%    |
| 人口    | 67万6千人 | 41万9千人 | 25万7千人減 |
| 農業従事者 | 41万8千人 | 29万9千人 | 11万4千人減 |

に北海道に於いては、規模の拡大、単作化、高生産性農業の展開、最近では新酪農村という形で進められて来ました。しかしこれが、負債の増大、許可離農の激発、農家労働の過重を引き起こし、北海道農業の多様な発展性を、つみとってきたと思ひます。

ところが新計画では、中小規模の経営安定や複合経営などについては非常に弱く、根室新酪農村や大規模畜産基地、天北新酪農村などを力点にして、相も変わらぬ規模拡大・高生産性農業」志向とシステム化の農業の展開でしかないと思ひます。

b 漁業については、ポスト二百カイリが欠落してある。沿岸漁業整備計画(7カ年)も、利用のメドのたつたものからするのでなく、土建業の市場拡大に力点が置かれていようです。

c 林業については、端的に言ううと、「木をあまり伐らないかわりに、育てもしない」と、育成林業への配慮が弱い。また大林園については、目立たない形でのばせてあります。

『道民の世論が分かれていよう問題に

## 全体討論

司会今計画では、環境問題については農業開発が大きな問題だと思ひますが、佐々木さんのお話をお聞きになっていかがですか。

寺島「これは新全総二期計画の延長にすぎないということ。三期計画の見直しの要因が何か、極めて不鮮明ですね。私は①公害、自然破壊など開発の失敗。②過疎の進行。③土地物価の高騰。であつたと考えますが、また道民アンケート調査については、意向が生かされず、方法にも問題がある。

発展の方向をみると特にエネルギー、産業構造、用水が問題である。

佐藤前文の「基本的考え方」だけ読んでも矛盾だらけである。反省しているがやろうとしていない中味は何も変わっていない、そう思ひますね。また当面計画をわかりやすくしている「オペレーター」が何かと考へたら、4つある。

1. アセスメントの問題：免許付というより、まさにやるためのアセスメントになっている。

2. 住民ニーズのすりかえが沢山ある。

3. 順序の入れかえ：大規模で問題の多い開発後ほど小さくしのばせている。

4. 文章表現や内容のすりかえでのゴマカシ。

ゴマカシは投資の額をみればわかる。福祉や住民環境づくりへの予算は少なくなることでも明らかだと思ひます。田中北海道が今だに全国の中で植民地

ついでには、根本的な再検討を行なう。それまではストップする」と言うのが住民参加の開発のあり方だと思ひますが、そうならないのが実体のようです。

d 石炭について、三期計画では二〇〇〇万トン掘る計画であつたのに、新計画では一三〇〇万トンと減っています。露天掘りの問題もありますが、これだけしか掘らないのでは、地場産業や産炭地の問題をとも、非常に問題ではないかと思ひます。

2、巨大開発の強行と地場産業の衰退  
苦東、石狩を中心とする拠点開発ですが、「北海道の工業をどういう風に展開するか」という視点が欠落していると思ひます。

苦東については、かなり具体的に、昭62年で苦東と石狩あわせて現在の出荷額の約半分を占めるといふ、まさに拠点開発方式となっています。問題は拠点開発方式では、北海道の地場産業との有機的なつながりが無い形で展開され、内地の大手資本の流入を許すばかりであるといふことです。

巨大開発は、環境問題は当然あるとして、地場産業や生域住民の生活にとつても大問題です。そこにメスを入れて根本的に開発方式を転換させるかといふは、アセスメントや規制を若干する以外、ほとんど何も変わらないといふことだといえます。

3、過疎過密の進行と地域格差の拡大  
十年後の本道人口を六二〇万人とし、現在より八六万人増えるとしています

が、うち七〇万人は札幌圏で増え、結局本道人口の六〇七割が、道央ベルト地帯に集中することになっています。

一方、地方拠点都市の人口が若干増加する以外、ほとんどの地域で人口が減少することになっています。

昭和45〜50年で、二二の市町村のうち一七八で減少しており、うちマイナス10%以上減少している市町村が、一一九もある。このような過疎の問題は、教育・医療・福祉など、どれをとつても大問題だと思ひます。

過密については「まだ大したことない、これからだ」という発想であり、これで「道内どこに住んでも豊かな生活」になるのか……決してならないと言えらるでしょう。

4、公共投資のあり方

公共投資額(10年) 一七兆二千億円  
生活環境づくり 三兆八千億円  
人づくり 八千億円  
発展の基盤づくり 九兆二千億円

1と2をあわせても、3の半分であり、三期計画と何ら変わらないことがここでもハッキリといえます。

◎全体を通じて

その他に、土地利用のあり方、エネルギー問題、「ひらかれた福祉」など検討すべき問題が沢山ありますが、時間もないので、省略させていただきます。

全体を通して、表向きは奇麗だが、中味は基本的に今までの「外来産業」優先のままであり、『豊かな北海道』からはほど遠いと言わざるを得ないといふです。

ついでには、根本的な再検討を行なう。それまではストップする」と言うのが住民参加の開発のあり方だと思ひますが、そうならないのが実体のようです。

d 石炭について、三期計画では二〇〇〇万トン掘る計画であつたのに、新計画では一三〇〇万トンと減っています。露天掘りの問題もありますが、これだけしか掘らないのでは、地場産業や産炭地の問題をとも、非常に問題ではないかと思ひます。

2、巨大開発の強行と地場産業の衰退  
苦東、石狩を中心とする拠点開発ですが、「北海道の工業をどういう風に展開するか」という視点が欠落していると思ひます。

苦東については、かなり具体的に、昭62年で苦東と石狩あわせて現在の出荷額の約半分を占めるといふ、まさに拠点開発方式となっています。問題は拠点開発方式では、北海道の地場産業との有機的なつながりが無い形で展開され、内地の大手資本の流入を許すばかりであるといふことです。

巨大開発は、環境問題は当然あるとして、地場産業や生域住民の生活にとつても大問題です。そこにメスを入れて根本的に開発方式を転換させるかといふは、アセスメントや規制を若干する以外、ほとんど何も変わらないといふことだといえます。

3、過疎過密の進行と地域格差の拡大  
十年後の本道人口を六二〇万人とし、現在より八六万人増えるとしています

が、うち七〇万人は札幌圏で増え、結局本道人口の六〇七割が、道央ベルト地帯に集中することになっています。

一方、地方拠点都市の人口が若干増加する以外、ほとんどの地域で人口が減少することになっています。

昭和45〜50年で、二二の市町村のうち一七八で減少しており、うちマイナス10%以上減少している市町村が、一一九もある。このような過疎の問題は、教育・医療・福祉など、どれをとつても大問題だと思ひます。

過密については「まだ大したことない、これからだ」という発想であり、これで「道内どこに住んでも豊かな生活」になるのか……決してならないと言えらるでしょう。

4、公共投資のあり方

公共投資額(10年) 一七兆二千億円  
生活環境づくり 三兆八千億円  
人づくり 八千億円  
発展の基盤づくり 九兆二千億円

1と2をあわせても、3の半分であり、三期計画と何ら変わらないことがここでもハッキリといえます。

◎全体を通じて

その他に、土地利用のあり方、エネルギー問題、「ひらかれた福祉」など検討すべき問題が沢山ありますが、時間もないので、省略させていただきます。

全体を通して、表向きは奇麗だが、中味は基本的に今までの「外来産業」優先のままであり、『豊かな北海道』からはほど遠いと言わざるを得ないといふです。

ると、ダム建設による問題は大きく3つあると、①水田などに低温化をまねくこと、②治山治水の機能をどれだけ失うか、③苦東など工業用水に使用することで地元の水を独占してしまふ。

この10年間で多目的ダムなど40カ所もダム建設が予定されているわけですが、これによって北海道の河川から水がなくなつてゆく、大変な問題だと思ひます。工業用水はたしてこんなに必要なのでしようか。

寺島観光開発については、ニセコ大規模レク、大雪山レクを中心に広域ネットワークで全道的な収奪をねらっています。そして「環境保全に留意します」と逃げてるわけですが、

8.制度的思想・公園指定で逃げている。観光レクについては、まさに大ディズニーランド構想だと、都市集中化をうながし、観光開発を助長する計画でありとんでもないことになるという感を強くしています。

細い問題について、経済的側面からいろいろ分野について検討してみる必要があると思ひます。

高畑・新酪農村など草地開発による環境破壊の問題、現実に河のふちまで草食化している、大きな問題ですね。また最近の農地造成はまさに公共投資そのものため、農業のための投資になっていません。こういって公共草地などが農業生産の増大発展につながるかと考えると、公共草地がかなりの数放棄されているという事実でも分かる

山本「省エネルギー化の促進」について、「道民の物を大切に生活態度の定着に努める」と逃げる一方、度のすぎた観光開発などでエネルギーのムダ使いをしている。

田中生産性の高い地域は住宅化、工業用地化し、生産性の低い所をあえて開発しようとしている。バカけていますね。また自然保護については三期計画では保護すべき地域と開発すべき地域が分けられていましたが、当計画ではなされていません。自然保護団体としては今後「守るべき自然」の位置づけを考

平野大規模工業基地のそばに大規模栽培漁業基地をもって来ている。海の汚染を考えた場合、漁業がやっているとかがどうか大いに疑問である。佐藤環境保全については総量規制するとはどこにも書いてないですね。逆に水を大量に使ってうすめようとしてるだけだ。

えませんが。万haもの農地造成は非現実的とはいえない。田中生産性の高い地域は住宅化、工業用地化し、生産性の低い所をあえて開発しようとしている。バカけていますね。また自然保護については三期計画では保護すべき地域と開発すべき地域が分けられていましたが、当計画ではなされていません。自然保護団体としては今後「守るべき自然」の位置づけを考

# 1177年度活動方針

## 北海道自然保護団体連合

北海道の豊かな自然を守り育てることを目標に、ひきつづき活動を強めます。

一、道内の自然保護団体の連合体として、参加団体のあらゆる活動の援助に力を注ぎます。また、北海道自然保護団体連合としてとりくんでいる、大規模林業開発計画、苫小牧東部開発計画、石狩湾新港開発計画、朝里岳スキー場開発計画などについていっそうのとりくみを強めます。

二、未参加の団体にはたつきかけ道連合への参加団体をふやし、組織の拡大強化につとめます。

三、反公害運動団体、消費者運動団体等との連絡を強めます。

四、空白地帯からのオブザーバー参加、新団体の設立に力を注ぎます。

五、シンポジウム、調査活動、書籍・パンフレットなどの作製・関係団体との交渉・話しあい、署名・宣伝活動など連合体としての諸事業をさらに発展させます。

六、財政活動を活発にして、組織の財政的基礎を確立するとともに、事務局体制をますます強化します。

七、全国自然保護連合の一員として、全国的課題にとりくみ、全国各地の団体との連絡を深め全国組織の確立・強化につとめます。

土地の利用については、国の国土利用計画の北海道の位置づけとまったく同じで、農地がふえて原野、森林が大幅に減少してまうね。

ここでも言えることは「道独自の」をそのまま受けた計画といえるのではないでしようか。

佐々木各地域で生活と生産が有機的に結合したような地域社会をどう展開するのかが一番の課題であると思ひます。これは自然保護団体だけでできる仕事ではなく、もっと広いつながりをもつてやってくべき作業でしよう。

加藤農業者の問題に入ると思いますが、日高地方の広大な土地は、多くが現地の競争場の採草地になってしまっています。原野を切り開くより、行政が現在ある農地への見方を変え、酪農への行政指導をする必要があるのではないかと。あれだけの牧草地があれば、10万頭の牛はかえるわけですね。

司会一応、意見が出たよりなので、こういった「地域開発計画」とはともいえないものに対して、あるべき地域開発について、住民参加のあり方を含め、御意見ありませんか。

平野本来自地域の住民の生活福祉向上のためなされるべきもので、新計画を見ると、やはり北海道は本州の植民地ではないかと思われまう。

### ▲新規約▼

- (名称) 本会は「北海道自然保護団体連合」と称する。
- (目的) 本会は、加盟団体間の連絡を密接にして、北海道の自然を保護することを目的とする。
- (会員の資格) 本会は北海道においで自然保護運動に携わっている団体をもって構成する。ただし、自然保護に関心を有する賛助会員としての個人の参加を認める。
- (組織) 本会は加盟各団体の代表者をもって代表者会議を構成し、本会の運営ならびに決議決定の機関とする。
- (決議) 本会の決議は加盟団体の三分の二以上の賛成を必要とし、決議には書面による賛否表明を含むものとする。
- (事業) 本会は、その目的を達成するために以下の事業を行なう。
  - 自然保護に関する情報の収集と広報
  - 自然保護に関する調査研究と普及活動
  - 行政機関、企業などに対する交渉、請願等の活動
  - 加盟団体の個別の運動に対する援助
  - その他
- (会費) 本会の加盟団体は会費を負担する。会費、賛助会費は代表者会議で決定する。
- (役員) 本会には次の役員をおく。
  - 代表 表 一名

観光施設が実数多い。私は、道の役人に道民であるという意識があるのかと問いたい気持ちです。大谷行政にまかせておけないのなら、地域の住民が、逆にあるべき地域開発をうち出すべきだと思ひます。野党的立場の批判にとどまらずにはダメで、作る立場に立って考えれば、見方も変ってくるのではないでしようか。

司会 沢 耕 司

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1. 事務局長                       | 一名  |
| 2. 事務局次長                      | 一名  |
| 3. 事務局員                       | 若干名 |
| 4. 会計監査                       | 二名  |
| 九、(年度) 本会の年度は三月一日から二月末日までとする。 |     |

|                |         |
|----------------|---------|
| 一九七七年度予算       |         |
| 収入             |         |
| 前年度繰越          | 二七一、四〇六 |
| 加盟費            | 六三、〇〇〇  |
| 賛助会費           | 一五〇、〇〇〇 |
| 雑収入            | 五〇、〇〇〇  |
| 計              | 五三四、四〇六 |
| 支出             |         |
| 北の自然印刷費(三万×六回) | 一八〇、〇〇〇 |
| 通信費            | 二〇、〇〇〇  |
| 電話代            | 二〇、〇〇〇  |
| 事務費            | 五〇、〇〇〇  |
| シンポ補助金         | 一〇、〇〇〇  |
| 全国連合加盟費        | 三〇、〇〇〇  |
| 事務所負担金         | 一一九、四〇六 |
| 予備費            | 五三四、四〇六 |

○新役員決定
佐藤前事務局長が旭川にもどられたのに伴ない、左記の様に新役員が決定されました。

代表 山本 正
事務局長 四十万吉郎
次長 沢 耕司
会計監査 門脇 松次郎
水野 好吉

なお、事務局も体制を新たに、会計、資料、「北の自然」編集部の係を決めて、ハリキッています。

○五輪反対の要望書
夢より一度と、札幌冬季オリンピックの再誘致運動が、商工会やスポーツ団体中心にさかんでいますが、それに対して、北大自然保護研究会から、恵庭丘の教訓から反対の要望書を出したのでと協力要請がありま

した。事務局で検討した結果、マスコミ効果をねらって北大自保研とは別々に反対要望することに決め、五月六日山本代表の他三名が参加し、札幌市長、市議会に對し再誘致反対の要望書を提出しました。

(要望書の主な内容)
前回の冬季五輪は自然保護の立場から、極めて遺憾な大会であった。

恵庭岳滑降コースは、自

然保護の立場からの反対を押し切って作られ、完全復元の約束も守られず施設が利用されて残っている。

また手稲山の男女回廊・大回廊コースも、復元の努力はおろか整備すら行なわれていない。それどころか、市自身が新スキー場開設に積極的の手に貸している。

一方、多額の投資により、過密の促進・他市町村との格差の拡大をはじめ、学校建設の遅滞等、市民生活へのしわ寄せがもたらされている。

私達は、再誘致が前回と同じ精神の風土と状況の中で行なわれようとしていることに深い憂慮をもっている。従って①前回のオリンピック開催時の約束を確実に履行するともに自然保護・保全に万全を期す。②新たな自然破壊を起すコース・施設等の新設をしないこと。③過密を促進し、市民生活を圧迫する諸施策はとらないこと。④市民意向を尊重し、その反映に努めること。

これらの条件が満たされない限り、私達は冬季五輪再誘致に反対である。

○新計画に対する意見書を提出
シンポジウムでの討論を生かし、意見書を提出しようという事になっていきました。各団体の意見を聞き、ようやく意見書がまとまりました。その間「素案」は「案」となり、四月から道議会にかかっています。自然保護団体は納得できないとして、近々道に提出する予定です。

(K)

『よみがえれ石狩川』

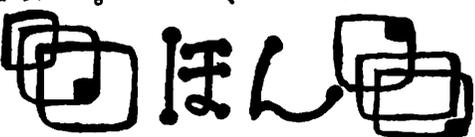
『住民を結ぶ旅』 宇井 純

バルブ工場の水銀汚染。御存知、旭川守の寺島さんと市民の会の三浦さんが、今年2月14日、東大での公開自主講座「公害原論」に招かれて行なった講座の講義録。

第一部、「自然保護山を下る」として、ただの山屋であった寺島さんが、大雪の自然を守るために立ち上った動機から始まっている。写真や絵をふんだんに使っており、縦貫道の経過や守る会の運動の広がりが、その中で自ら積みあげた自然保護の理論が、非常にわかりやすくまとめられている。

第二部、「北海道公害隠し研究所」と題して、行政がいかに公害隠しのために芝居を打つか、そしてそれを市民の会が、ねばり強く追求して、水銀汚染を明らかにしてゆく模様が、三浦さんの巧みな話術で語られている。宇井純、鈴木哲、中西聖子の各氏をはじめ、「これから、頑張ってゆこうと思います」と言った若い水俣病患者さん達を交えた、力強い講座の雰囲気伝わってくるようだ。(B5版 04ページ)

(筆記書房 三〇〇円)
申し込みは、左記の通り。
旭川市緑町25丁目 三浦園彦方
石狩川水銀をなくす市民の会
なお、連合事務局にもあります。



水俣病をはじめ全国の公害闘争を支援し、東大で8年以上自主講座を開き続けている「公害のウイ・ジョン」の新刊書である。

前半は、国内の公害について、「現在の日本で、世界最高(最悪?)の公害を食いとめているものは、住民運動しかない」として、法律・行政・科学技術への期待に警告を發し、住民運動が力強く自立すべきだと説いている。

後半は、カナダインディアンの水俣病を始め、ヨーロッパ・南米・アフリカまで、世界各地の公害と住民運動を視察しての旅の報告書である。日本をはじめとする先進国資本の侵略が、いかに開発途上国の自然と資源を食い荒らすことか、害をまきまきしていることか、またそれに対して、我々住民どうしが国境を越えて結びつくことが強く求められているとしている。真に住民運動を試す人達にぜひ読んでもらいたい。

(筑摩書房 一、二〇〇円)
▲水は誰のものか
日本の国をつぶす水官僚―
琵琶湖環境権訴訟団
琵琶湖淀川汚染に反対する
大阪府民連合会一編
(三一書房 九八〇円)

私の幼いころの札幌の街

原野の話をする前に、札幌の私の幼いころどんな状況だったか簡単に話します。

大正の初期ですね、私の小学校時代は、札幌は大正元年から知っていますから。人口でいうと一番よくわかるんじゃないかと思いますが、そのころは人口五万人位じゃなかったかと思えます。中学の頃で八万人とおぼえています。

それが百三十万になると、どんなふうに変ってしまったか。ま、長い話はできませんけれども……。

馬鉄が走っていた

交通機関は電車もありません。馬鉄が駅前から中島公園と、それから南一条の東何丁目、とん官から今の交通局前西十五丁目ですか、そこまで十文字に走ってました。やせ馬が、今の乗用車程度の箱をひっぱってました。十人乗れるかどうか、チョット記憶にないですけれど、すわると前の人のひざがぶつかると、そんな小さな箱でした。乗る時、金払って切符もらうんですけど、降りる時、取らないんです。みんな投げつけてゆく。拾っては降り、拾っては降り、する。そんな記憶があります。別にタダ乗りと決める、そんな意図じゃなくてね、それはだれでもやるんです。

冬は客ソリとゲタスケートで冬になると、もちろんブルドーザーがないですから、客ソリになります。御者追いは、石油ガンガンに炭火を入れて、そしてよくひざにかけて、キン

原野の昔ばなし その一 坂本直行



タマあぶりをしながら皮を握っている。それは線路のないですから、市内どこでも走っていました。それで、私等、小学校時代スキーなんかなかったから、ゲタスケートといっていました。ちやうど、足ダの台みたいなの、鍛屋に行くと金作ってもらっていました。それをくつつけるんです。げたです。それから足グラグラします。今、世界選手権で一等とった人でも、あのスケート乗れる人はいないですよ。それはもう、グラグラします。だから慣れるとひもかけなくていいですけれどね。慣れないうち鼻緒をわらじみたいにかけて、それを歩いて小学校の頃、学校まで走っていました。

くんですね。だから学校の往復、そういう楽しみがありました。私、知事公館の前におりました。だから学校は中央創成でした。だいたい十二・三丁ありましたかね。走っていると十分位で行くんです。

その客棧が来ると、ヒョイとつかまわります。和服ですから、洋服なんかありません。羽織着てますから、羽織のすそにつかまる。また走ってきて、ずっと金魚のクソみたいになるんです。ね。すると馬は重いんですね。やせ馬ですから、私も百姓やりましたから、御者握ってるだけで、馬棧が重いこと

がわかるんです。車も同じでしょうけどね。それでヒョットと後を見ると、つながついているんだから、皮などでヒューとやるんです。それわかっていらないですから、顔の辺やられたらたまらないです。それで手を離す。パッとクモの子をちらすように。そしてまた追いかけて、またつかまる。そういうことをしながら、冬は学校通学が、非常に楽しかった。

ムチみたいなので、たいてい回すコマ、それを自分で作るんです。木を切った下をけずりましてね。それをたたくと、うまくやると20や30メートル、もっと飛ぶんです。それをたたくながら、学校まで行くんです。危険は何もないですから、道路は自分のものだったです。

道路は自分のものだった。交通機関は、あと人力車とたまに自転車がありましたけれど、めったにないです。それから、あとは荷車、それから、当時はカラフト犬を非常によく使っていました。というのは、実際に使っていました。御用聞のあんちゃんなんか、御用籠しょって、カラフト犬にひかせてサーッと走って行くんです。米屋さんは籠に米二俵位積んで、その上に乗って、カラフト犬走って歩くと、そういう風景、今印象深く残っています。

それから、犬にスケートをはかせて犬に走らせるとよく走る。非常に面白かったです。夏は、車ももちろんありません。ね。たまたま自転車があって、あとは荷車で、はたきゴマといっていました。

(つづく)

# 各地のたより



## 道内自然保護情報

### ▲朝里岳スキー場建設絶対反対！

(札幌周辺の自然を考える会)

朝里岳スキー場建設問題を契機とし、準備会として具体的活動を続けていた当会は、この程正式発足し、当面は朝里岳スキー場反対活動を中心に、広く札幌周辺の自然保護活動を続けてゆくことになりました。今後の御支援と御協力をよろしく願います。

現在、札幌市の出資する第三セクター、リゾート開発公社により進められている朝里岳スキー場建設計画は、非常に大きな自然破壊をもたらすばかりか、スキー場問題をはじめとするレクリエーション行政、森林行政、その他多くの問題を含んだ計画です。当会では「札幌大雪の自然を守る会」と合同で学習や今後の活動方針の検討等を行ない、又、山岳団体等とも連絡をとりながら反対活動を続けて来しました。

五月一日には第一回の現地調査を、小樽内ダム予定地視察と兼ねて行ない、17日に札幌市、道、管林局、林野庁に対して道連合と連名で反対要望書を提出しました。今後も絶対反対の立場で活動を続けていききたいと思います。

(反対理由)

一、朝里岳周辺は、札幌周辺で最も奥深い貴重な自然地域として永久に保存すべき地域である。

二、その地域に広範かつ致命的な破壊

### ▲朝里岳スキー場建設絶対反対！

三、上水としての市水の水源を破壊し、水源涵養保安林の指定解除と、その代替施設による河川生態系への影響を考へるに許される計画ではない。

四、札幌市近郊の中小スキー場の整備を怠り、定山溪を宿泊地とする大規模スキー場建設は、市民本位の計画とは言えない。

五、古くから利用されているツアースキーや登山の場を奪うものであり、自然そのものを求めるレクリエーションが見直され、市自らが歩くスキーを奨励していきながら、矛盾したレクリエーション行政のあらわれである。

六、安易な登山による冬山遭難を引き起こす危険がある。

七、国道二三〇号線の交通障害を助長し、沿線住民の安全・生活環境上から問題がある。

▲守る会最近のニュース

(大雪の自然を守る会・札幌)

4月9・10日に忠別ダム予定地視察と、旭岳スキー場においてハイマツの実態調査を行いました。志比内市街の上流、天人峡と勇駒別の分岐の下流の忠別川にダム建設の予定があります。

民家の点在するこの地点に建設される大雪ダム以上のダムを想像すると、その堰定建設に要する莫大な規模の工事や、一部国立公園にもかかるとみられ

### ▲羊ヶ丘通反対組織の結成近づく！

(羊ヶ丘自然愛好会)

野幌観察会は残雪の中、3月21日に第一回が行なわれました。足を取られる雪の中、さまざまな鳥の声や姿に接し、また、キタキツネ等の動物の足跡も見ることができました。観察会は今後も数回行なわれる予定です。鳥や動物に対する興味と共に、花や緑の木々を見て歩くのも楽しみです。皆様も是非御参加下さい。

例会は朝里岳のスキー場問題を中心に取り組んでいます。今後は以前から行っているヌブントムラウシ林道問題を調査を含め活発化していく予定です。(札幌市北十三条西四丁目 秀岳荘内)

▲羊ヶ丘通について

羊ヶ丘通については予定沿線住民との話し合いをしています。三地域のうち二地域については反対組織の結成をいつでもできる状況となりました。残る一地域についての働きかけをしている最中です。

総会を五月八日か十五日の晴れた日に探勝会を兼ねて行なう予定です。

▲冬季五輪再誘致反対の要望！

(北大自然保護研究会)

現在、新入部員を10名ほど加え、活気に満ちて活動しています。

四月二十八日、北大構内にて、第一回「自然保護を考える映画と講演の集

### ▲忠別ダムの調査から

(旭川・大雪の自然を守る会)

四月二十四日の日曜日、二台の車に七名が分乗して、忠別ダムの第一回現地調査を行った。現地は相憎の吹雪模様で、天気であったが、建設予定地点(上流案・下流案の二地点)の視察と写真記録をしたほか、個別に民家を訪問して、住民との話し合いをすすめて、多大の成果を得ることができた。

忠別ダムは、大雪ダムの二倍を超えるスケールの多目的ダムで、開発側は今年度から本調査に入っているが、建設がもし予定通りすすめられたとしたら、昭和65年頃に完成することになる。

水没が予定される現地には、美瑛町だけでも三十数戸の民家がある。その大半が、畑を四ヘクタール前後、水田を一ヘクタール前後持った農家で、ほとんどが五十過ぎのお年寄りによって経営されている。目下、三十代の若者がこの地区に二人しかいなく、後継者が少ないのが悩みの種だといふ。この地区全体で耕地は二四〇ないし二五〇ヘクタールあるが、離農して不在地主も多い。農業用の水利権を持たず、わずかな水田は沢水に依存している。

今回、このダム問題の世話役をして、いるという人の家をはじめとして、九戸の農家を訪れたが、そのほとんどが、ダム建設計画については、新聞等でそれらしきことは聞いてはいるが、何も知らされていないという。ある人は外部のあなたたちが知っていて、当の私たちが何も知らされていないのは全

### ▲自然破壊をまわく朝里岳スキー場ノ

一地区労など作業凍結を申し入れ

「スキー場建設は自然破壊につながる」として、札幌地区労、南区勤労者協議会、手稲山の緑を守る市民会議の三団体は、四月十五日、朝里岳スキー場建設計画を進めている札幌リゾート開発公社に保安林解除申請の取下げを申し入れた。

これに対して開発公社は「話し合いを続けるが、申請を取り下げることにはできない。六月には着工したい」と答え、一方、三団体は「手稲山にスキー場を建設する民間の王子緑化でさえ、我々を自然破壊はしないとの協定を結んでいる。市が出資している第三セクターが市民の合意も得ないで強行する姿勢はおかしい。我々との話し合いが、まで着工しないことを確約せよ」と重

### ▲地区労も「五輪反対」

経済界や、スポーツ団体の誘致促進の動きに対し、「自然破壊をまわくオリンピックはまっぴら」と、北大自保研と道連合から二件の反対要望が出されていたが、五月十日、札幌地区労も再誘致反対を決めた。

反対理由として、まず世界のさう勢が「五輪より自然保護」に傾いている点を指摘。第二に、「商業主義化した最近の五輪は、参加することに意義がある、と説いたクーベルタン精神とかけ離れ、また青少年のスポーツ振興につながるとはいえない」としている。

地区労は十一日、札幌市議会に反対の請願を提出したが、今後、自然保護団体とも協力して広範な世論をつくりあげてゆきたいとしている。

☆朝里岳スキー場建設に対しては、札幌周辺の自然を考える会が本格的に動き出し、またオリンピック再誘致反対では、北大自保研が恵庭岳滑降コースへの五年間のとり組みを生かし頑張っている。

同じ反対運動を進めている地区労等の労働組合と、今後積極的に協力して活動し、広範な市民運動としてゆく努力を怠ってはならないだろう。

そこで道連合のはたすべき役割は大きいと思われる。各団体の積極的協力を期待したい。(S)

## 自然保護'77東京一第7回全国自然保護大会について

○六月十二日(日) 全国一斉観察会 (住民の手による自然観察で日本の自然の総点検を！)

○六月十六日(木) 全国自然保護の夕べ 「海外の自然と自然破壊」 会場：朝日講堂(有楽町・朝日新聞本社内)

時間：午後六時～八時

内容：①「残された楽園」 対談：羽仁進・荒垣秀雄

②「自然破壊の海外輸出」 日本の場合」 武藤一羊

○六月十八日(土) 総会 九：〇〇～二：〇〇

分科会一：三〇～四：三〇

○六月十九日(日) 全体会「環境権総合討論」 八：三〇～二：〇〇

パネルディスカッション 午後

場所：オリンピック記念青少年総合センター (小田急線参宮橋下車)

主管団体：多摩川水系自然保護団体協議会

☆当連合事務局からも二名参加します。

「北の自然」次号で、大会の様子を報告する予定です。

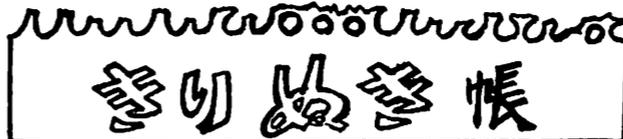


# 後退一方の石原環境行政

福田内閣の目玉として登場した石原環境庁長官への風当たりが強い。それも当然であろう。反公害住民運動グループとの面会拒否とテニス事件(二月二十五日)を初めとして、明らかに後退または住民への敵対を示す発言や行動がいろいろあるからである。その石原長官は念願の水俣入りを果たした。

▲水俣で  
四月二十二日から四日間、石原長官は水俣を訪れ、患者さん達と接触した。しかし若い患者さん達は懇談を拒否、環境行政に対する不信がはっきりあらわれた。

▲東京で  
一方東京では四月二十二日「石原環境行政を監視糾弾する」シンポジウムが開かれ、自然保護団体など約二百人が参加。今後「公害被害の現実と、環境庁の無策ぶりをえぐり出し、生活の場から環境行政に対する監視を強めていく」ことを確認した。



また、これに呼応するかたちで、環境庁内の全環境労組も、「最近の環境庁の排他的主義は目に余る」として石原長官の行政を批判している。その「後退ぶり」を自然保護関係の出来事でも示す……。

▲日光パイパス・ゴー  
日光国立公園の特別地域を通る日光パイパスの建設について、環境庁は今年一月同意を与えた。これに対して反対運動を続けて来た「日光の自然を守る会」は三月十六日審議会にかけずに同意を決めたことやアセスメントのズサンなどを理由に取り消しを求め異議申し立てを行なった。しかし環境庁は「守る会」には異議申し立てする資格がないとして、一方的に受理を拒否した。

☆去年はピーナスライン、そして今年早くも日光パイパスにゴーサイン。(環境庁「開発許可」かと疑いたい。審議会にかけずにあっさり許可するとは！国立公園特別地域は何のためか決めてあるのだろうか。)

▲アセスメント法案  
とうとう国会提出断念！アセスメントについては、今国会に提出する方針で、二月に第一次素案、三月に第二次概要を発表し、関係省庁と調整を続けていたが、まとまらず五月上旬とうとう提出断念を決めた。中公審によりまとめられた段階で、

大量の水が必要となり、そのため40カ所ものダム建設を計画している。

8月8日の朝日新聞の特集記事では、莫大な量の水が工業用水として使われ、汚染されていることを警告している。また8月16日の毎日新聞では、富山和子氏が「水源を何もかもダムに集中依存している状態ではないか、それより水をちゃんと土に還すことをやるべきです」と述べている。

水会議を機会に、自然保護と水問題について改めて考えてみるべきだろう。

長崎県南部総合開発計画で、埋め立てられようとしていることから、諫早の自然を守る会が中心に開いたもの。☆北海道でも、苫東や石狩湾新港など大規模な海岸埋立てが行なわれつつある。政府は自然破壊も「本州なみ」にしようとしている。

海水浴や釣りなど、市民の大切なこの場を失わなわなないために、「入浜権」について学習し、運動にとり入れてゆく必要があるのではと考える。(K・S)

▲「なぎさを返せ」  
○入浜権二周年！  
「海はみんなのもの、なぎさを返せ、なぎさを返せ」のスローガンで「入浜権」運動がスタートして二年。三月五日、東京で二周年全国集会が開かれ、反公害、自然保護団体など約二百名が参加、「海岸埋立法」ともいえる現行の「公有水面埋立法」を廃止させ、「海浜保全基本法」を制定するよう国に迫った。

また77、東京アピールでは、英国のナショナル・トラストによる海岸の買い取り保護について言及し、日本版ネプチューン計画を発足させる準備に入ることも表明している。

○諫早で干潟シンポジウム  
一方、五月七・八日、諫早で第三回全国干潟シンポジウムが開催され、約五十団体二百名が参加、「入浜権」運動をさらに広げてゆくとしている。

今回は、日本最大の干潟と言われる有明海の諫早湾(約二、七〇〇ha)が、

すでに日弁連、野党などから、不十分で逆に免罪符となりかねないことを指摘されていたが、第一次素案から第二次案でまたまた後退。

住民参加については、説明会や意見書提出に参加できる住民の範囲を「環境保全の立場から意見があるもの」↓「関係市町村」↓「関係市町村」

また第一次素案では、「地方自治体が、条例を設けて必要な乗せ規定を定めることを妨げない」という趣旨の条例制定規定や法案に盛り込むことになつてはいたが、これも削除され、大幅に産業界や開発関係者の要望を取り入れた形となつていく。

しかし、その上に評価対象から通産省は「電力事業」を、建設省は「都市開発事業」をはずすことを強く要求、互いにゆずらず、とうとう今国会提出断念となつたのである。

☆法案の対象事業からは根室新酪農村などの農用地開発公団事業もはずされている。立法化が迫ってきてから、なしくずし的に後退してきている。

日弁連などの要望が出されるまでもなく、こういう形での立法化は、開発の免罪符となることは疑いない。

次の国会には必ず提出されるだろう。私達としても、法案を十分に検討してみることがありはしないか。

▲農業空中散布法案可決される！  
『全国の松の三分の一が枯死寸前』という松枯れ被害を食い止めるため、林野庁が来年度から五年間、約三百億円をかけて農業を集中的に空中散布することを目的にして時限立法を今国会に提出しようとしているのに対し、全国自然保護連合など四十団体が十八日に「松くい虫防除特別措置法案制定反対協議会」を結成、強力な反対運動を展開することになった(毎日、二月一日)。

☆「松枯れの犯人は大気汚染や乱開発により松の樹勢が弱ったため、安易な農薬散布はとりかえしのつかない自然生態系の破壊をまねく」との自然保護団体や学者の反対にもかかわらず、同法案は四月初旬に可決された。

立法化の真相は、韓国等へ大量に輸出されていたスミチオンを、農薬の国産化により輸出がとまり余つたため、林野庁の権限で全国にバラまくというのらしい……。

資本と行政の癒着のため、三百億円もの血税が使われた上、いちじるしく生態系が破壊されてしまふ。農薬空中散布絶対反対！

水不足時代がやってくる!!  
「限りある地球の水資源を人類はいかに法用すべきか」8月14、25日、アルゼンチンのマルデルプラタで国連水会議が開かれた。

この会議は、今世紀末の水確保に焦点をおき、水資源の開発利用や水汚染の防止についての国際協力の道をさぐるのがねらい。

☆国土庁の推定では、我が国でも昭和六十年には全国で四十、六十億トンの水が不足するという。

道内でも今後、工業用水を中心とし

## 夢を買いませんか

### 国立公園内100m<sup>2</sup>運動に御協力を!



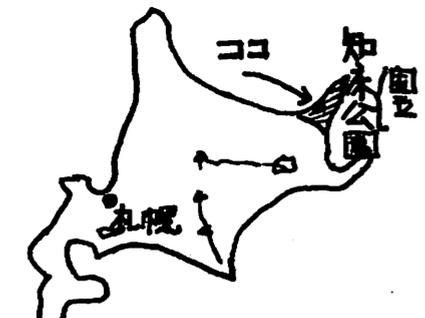
シンポジウムの特別報告にもありますように、現在、斜里町では、「しれとこで夢を買いませんか」運動を進めています。この運動は、知床半島の離島地区の離島跡地を百平方メートル単位で分譲し、町が植樹などによる自然修復を行なう、一括管理するもので、自然保護と土地保全を図つて、この地区を乱開発の手から防ぐというものです。

国立公園内であるのに、環境庁は一度開墾された土地であるとして、

買上げに応じず、また、町の自治体としての財政にも限界があるためにこのようなユニークな形式の運動になつたのです。自然を修復し、知床の豊かな原始性を後々の世代まで残そう、というこの運動に道連合としても積極的にバック・アップすることになりました。皆様の御支援、御協力をよろしく願います。

なお、詳しいパンフレット御希望の方は当連合か斜里町(左記住所)にお問い合わせ下さい。

(〒099-141)  
斜里郡斜里町本町二二三  
TEL (0)11-331-1111  
斜里町役場総務部企画財政課



# 『北の自然』を購読しよう!

## あなたも賛助会員になりませんか!

3年目をむかえた「道連合」、これまでも大林園反対運動を中心に各団体が力を合わせて運動し続けてきましたが、今年は『開発の年』、より力強い、幅広い運動を展開しなければなりません。

事務局としても、『道内自然保護運動の情報センター』として、これまで以上に活発な活動を』とはりきっています。

機関紙『北の自然』を発行し、充実させてゆくのもそのためです。

1人でも多くの人に賛助会員になっていただき、財政も健全化して、力強く活動してゆきます。

『北の自然』も「これを読めば道内の自然保護運動がわかる」ものにしていきたいと思えます。

あなたも賛助会員になりませんか!

—賛助会員になるには—

- 今年度会費は来年3月末まで  
賛助会費 年額 1口 1,000円  
(何口でも多いほど結構です。)  
(もちろん1口でも結構です。)

—賛助会員になると—

- 機関誌『北の自然』が2カ月に1度お手元へ。
- 当連合発行の印刷物、絵はがき等を会員価格で販売

(申込先)

〒061-01 札幌市豊平区羊ヶ丘1北農試内

四十万谷気付 北海道自然保護団体連合

TEL(011-851-9141)内線268

振替 小樽4071

## 編集後記

●初めて受けもつ編集に悪戦苦闘/それでも、発行はかたり遅れたものなのなんとか「完成」したようである。今回は「シンポ特集号」第一号と編集のしかたをガラリとかえ、本格的に読めるものをねらってみていかかであらうか。賛助会員になって購読していただけるものができたでしょうか。

●各団体を紹介してゆく「れんさい」は今回はお休み。今回は根室自然保護教育研究会に最近の活動を知らせていただきます。お楽しみに。

「各地のたより」は各団体の活動ぶりを二カ月ごとに紹介するページです。今回は五団体のみでしたが、加盟団体の権利を放棄することなく、どしどし原稿をお寄せ下さい。貴団体のP・Rにもなりますよ!

原稿用紙たて17字づめで、八百字以内でお願いします。次号は、第七回全国大会の様子を速報で特集する予定です。

●前事務局長の佐藤佑一さんが、現場の旭川へもどられました。二年間の大奮闘に感謝申し上げます。旭川の守る会での活躍を期待しています。

●事務所にコピーの機械が入った。これで、事務処理がかなりやりやすくな

なった。「新体制」でバリバリやってく

●先日、石狩川河口の湿原に行ってきた。日本最大といわれるだけあって、水芭蕉の大群落はすばらしいものであった。ポカポカと暖かい日さしの中、川の土手にこしをおろして、にぎり飯をほおばる。うまかった。ほんとうにのどかであった。

しかし、石狩新港開発が本格化するとともに、こういったのどかな風景も消えてしまうのだろう。

成田の三里塚大鉄塔の強制撤去に象徴されるように、今年是全国の住民運動にとっては厳しい試練の年となる。自然保護運動の真価が問われる年でもある。地域を越えた結びつきのなかから、それをね飛ばす力強い運動を展開しようではないか。「北の自然」がその有力な武器となるよう、一同努力をおしまないつもりである。

●通信の内容、編集のしかたに御意見御批判をお寄せ下さい。(S)

一九七七年五月二十五日発行

編集発行 北海道自然保護団体連合

(事務所)札幌市北区北十一条西一丁目

目 北海道自然保護センター内

連絡先(〇一一)八五一一九一四一

内線三八(事務局)表 四十万谷

三四(代)表 山本正

〒〇六一〇一札幌市豊平区羊ヶ丘一

北農試内四十万谷気付

(振替 小樽四〇七)

印刷 北海道大学生協プリント部